

注 文 書

契約番号 2026000487

業 務 名 令和8年度大崎市経営管理森林整備業務(鳴子・岩出山)

業務場所 大崎市鳴子温泉字上鳴子地内外

履行期限 令和8年11月30日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 参 考 明 細 書
3. 位 置 図

(別紙)

令和8年度 大崎市経営管理森林整備業務 特記仕様書

第1 共通事項

- 1 委託契約に基づき、適切な施行計画を立て施業の適期を失わないよう留意し、施業効率の増進に努めながら事業を実施すること。
- 2 事業実施に当たっては、林地保全に努めるとともに、特に林野火災の予防に万全の措置を講ずること。
- 3 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物の多様性に配慮するものとする。
- 4 集積番号毎、集積事業着手及び完了の都度、監督員の他、発注者選任職員(地域林政アドバイザー)に連絡すること。
- 5 施行写真は、集積番号毎に管理のこと。
(集積番号内の林小班が隣接せず離れている場合(孤立群状)は、複数撮影)
また、施行地の全景、部分及びその他必要箇所を着手前と施行中及び完了後に区分し撮影し、同一箇所を同一方向から撮影管理すること。

なお、撮影の際は、次の事項を記入した標示板又は黒板(60cm×45cm以上)を写し込むこと。

- ① 事業名
- ② 施行地(集積箇所番号、林小班、樹種・林齢)
- ③ 事業種
- ④ 撮影年月日
- ⑤ 事業量(面積・伐採本数)
- ⑥ その他必要事項

表示板(黒板)の例

事業名	R●年度経営管理森林整備業務	
施工地	集積番号	
	林小班	
	樹種・林齢	
事業種	保育間伐	
撮影年月日	令和 ● 年 ◇ 月 ▼ 日	
事業量	面積 (集積番号毎)	ha
	伐採本数	本
その他 必要事項		

←施工前・施工中・施工後
など記載

写真は台紙に整理し、必要に応じて余白に説明を記入すること。

- 6 伐採届出の事業体による届出は不要(市で事前処理)とする。また、施工前に予め発注側より、参考書類(伐採区域周辺の公図及び登記簿)の提供を行うので、区域の確認及び周辺への説明は、受注事業体自らの責任で実施すること。
- 7 仕様書及び施行地等に疑義が生じた場合には、監督員や地域林政アドバイザーの指示に従うこと。
- 8 事業用地の境界杭や土塁及び境界表示の立木は残存すること。

第2 保育間伐の施行方法

- 1 選木にあたっては、植栽樹種の均等配置を念頭に置き、次のものから優先的に選木・伐倒するものとする。
 - ① 形質不良木(曲木、被圧木、損傷木、梢端折れ等)
 - ② 病虫獣害等の被害木
 - ③ 密度調整上、伐採が必要な植栽木(小径木等)
- 2 伐倒にあたり、残す植栽木に損傷を与えないよう注意し、なるべく低い位置から伐倒すること。
- 3 掛り木については、そのまま放置することなく、危険の無いよう木回しやフェリングレバー等を使って適切に処理しなければならない。
- 4 伐倒木は、梢端部まで枝払いし、2~3mの長さに玉切りすること。その際、地表面に設置させ滑落しないよう安定させること。
- 5 事業箇所が人家や道路等に隣接した急傾斜地又は沢付近では、大雨等で伐倒木が滑落、流出しないよう伐倒木は、等高線に平行に存置すること。
- 6 事業区域外及び溪流内には間伐木等を倒さないこと。また、倒した場合は除去して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- 7 雑木やかん木については、有用樹や監督職員等の指示がある場合を除き、伐採・刈払いして除去し、枝葉は林床(地表面)に敷きならして整理すること。また、造林木に巻きつく蔓類は切断すること。
- 8 標準地の設定は、集積計画毎(孤立群状の場合は複数)、以下のとおりとする。
 - ① 面積は、200平方メートルとする。四隅には木杭を打ち、ビニールテープ等で目印を付ける。
 - ② 事業区域面積が1ヘクタール以下の場合1箇所、1ヘクタールを越えて3ヘクタール以下の場合2箇所、3ヘクタールを越えて5ヘクタール以下の場合3箇所とし、2ヘクタール増毎に1箇所を増設し、最大10箇所とする。
 - ③ 標準地では、全ての立木の胸高直径を測定し、設計伐採率に基づき、伐採木を選定する。また、測定したデータは取りまとめの上、監督職員に提出のこと。
 - ④ 選木は標準地を設定し、選木を行い伐採の着手前、実施中、完了後が明確に判別できるよう写真等の整理を行うこと。
なお、設定した標準地は、完成検査終了まで保持するものとする。

第3 除伐の施行方法

- 1 植栽木及び有用保存木の生育に障害を与えている雑木竹、生育不良等の植栽木及びつる類を除去すること。また、伐倒木については、豪雨等で流失することのないよう必要な措置を講ずること。
- 2 伐採に当たっては地際から伐倒し、掛り木等により造林木に損傷を与えないようにすること。また、造林木に巻き付いているつる類は切断し、できるかぎり取り払うこと。
- 3 伐倒木の枝条等が林内作業遂行上、支障があると認められるときは、適当に枝打または切断して片付けること。
- 4 造林木に巻き付いているつる類は、地上30cm以下の部分とおおむね1.50m部分の2箇所において切断し、切断したつる類は造林木を損傷しないように丁寧に取り除くこと。
- 5 作業に支障のある植栽木の枝は、切り落とすこと。
- 6 植栽後に発生した通直な有用広葉樹は、保存すること。
- 7 植栽木の林縁に発生しているかん木類についても伐採すること。
ただし、寒風の吹き込む林縁または崩壊地の周辺等は、監督員等の指示により実施すること。
- 8 竹の除去時期は、11月等の寒い時期とし、地上1mの高さで切断する。
伐倒した竹は、枝を払い適当な長さ(1.0~2.0m)に切断のうえ集積し整理すること。

第4 森林管理道整備(刈払い)の施工方法

- 1 路線の選定にあたっては、監督員その他、発注者選任職員(地域林政アドバイザー)と協議し、刈払い区域及び区間等を決定する。
- 2 出来高管理は始点から100m毎又は200m毎に、測定や写真管理を行う。
- 3 路線計画地や駐車場等の刈払いの状況は、その状況写真を提出すること。なお、むやみに事業区域外の森林に立ち入らないこと。

第5 暴力団等の排除について

- 1 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3 この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」と

いう。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

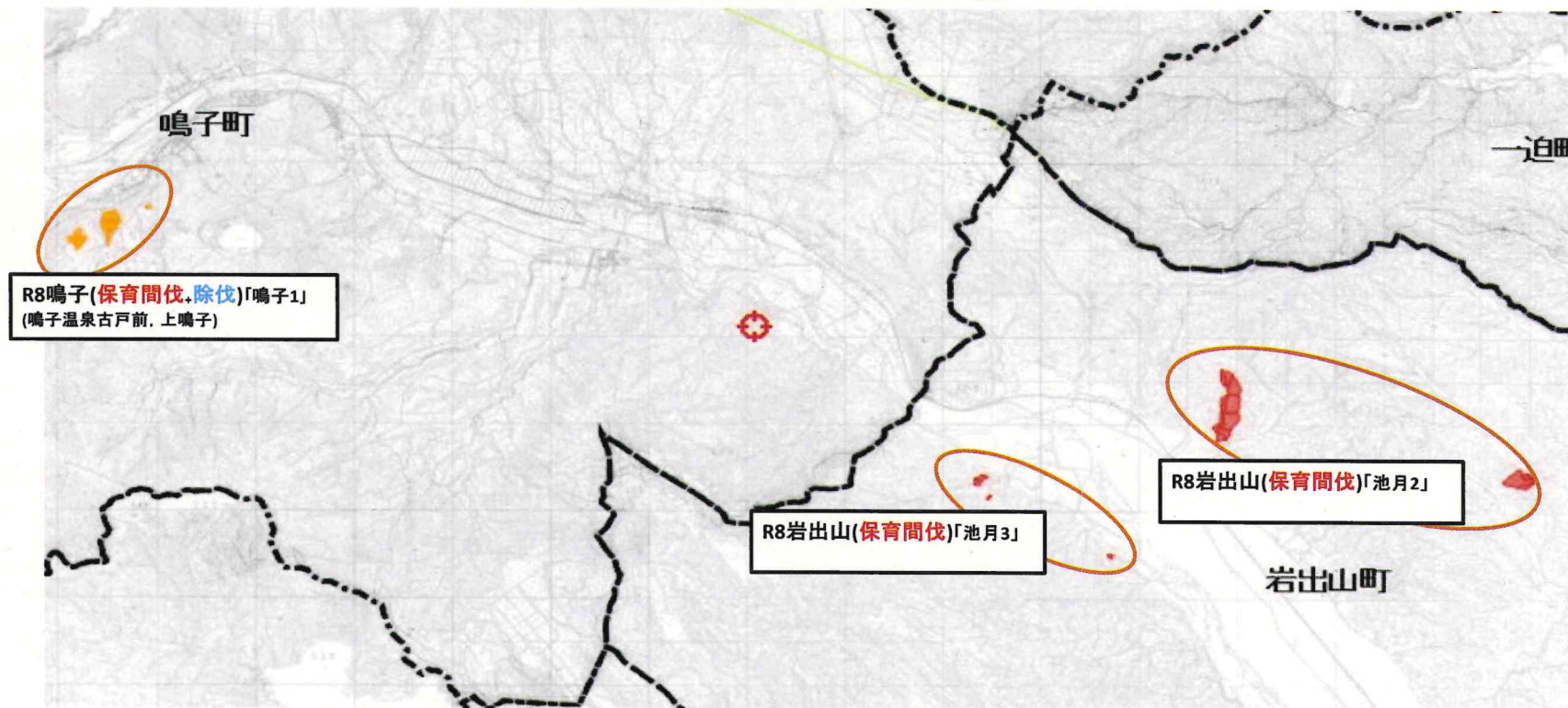
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第6 その他留意事項

- 1 作業には危険が伴うので、労働災害防止に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 本業務における下請負、資材調達は、出来る限り大崎市内の企業を活用するよう努めること。
- 3 この仕様書により難しい場合は監督員等の他、発注者選任職員(地域林政アドバイザー)と協議を行い、その指示に従う
- 4 事業実施区域の測量(縮尺は適宜)成果は野帳とともに図面を納品すること。
- 5 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

令和8年度大崎市経営管理森林整備業務図書(鳴子・岩出山)

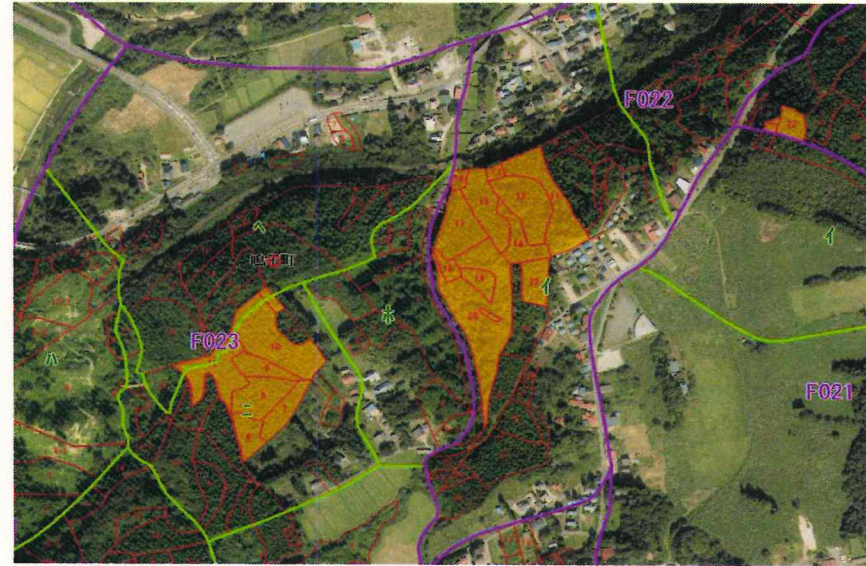
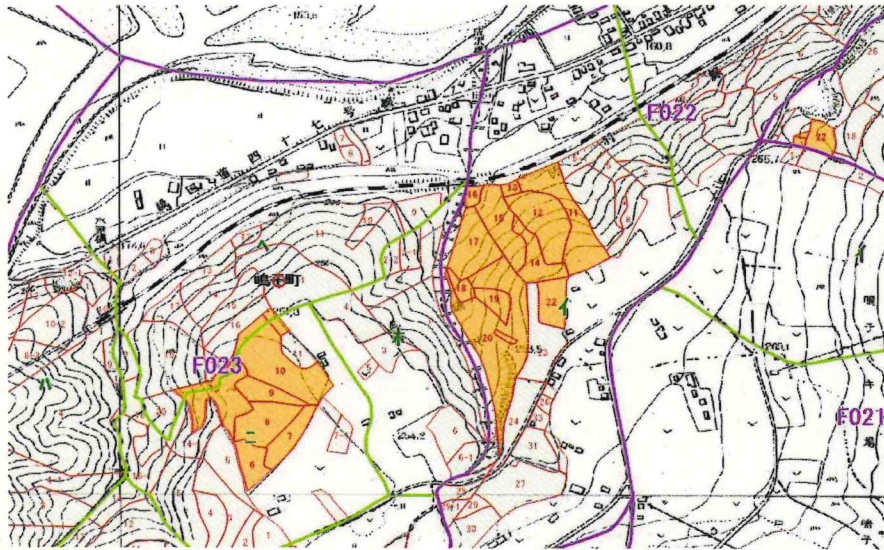
位置図



森林計画図

R8鳴子(保育間伐,除伐)「鳴子1」
(鳴子温泉古戸前,上鳴子)

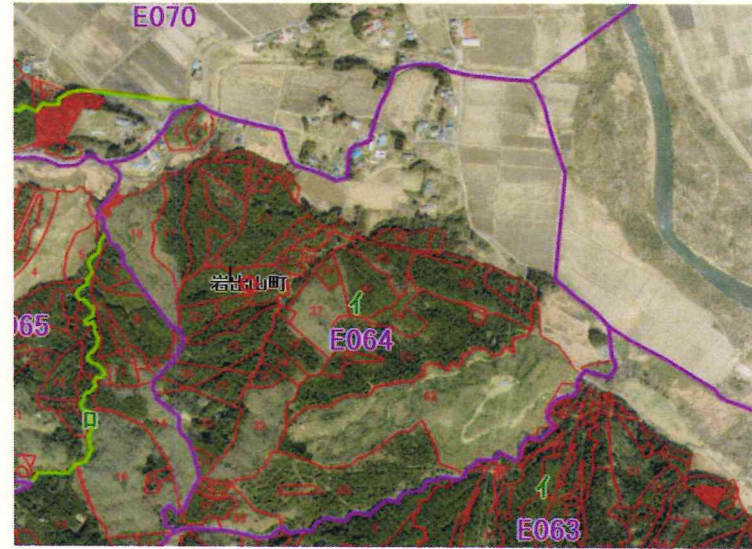
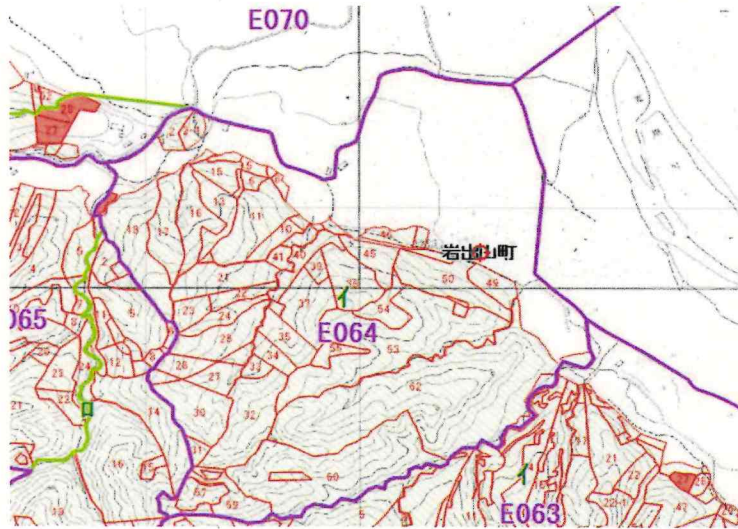
森林計画図+空中写真



森林計画図

R8岩出山(保育間伐)「池月3」

森林計画図+空中写真



森林計画図

R8岩出山(保育間伐)「池月2」
(岩出山池月字上一栗名生法山他)

森林計画図+空中写真

